

# 隠れ水俣病

## 第三部

<8>

### 寺本参議の疑問

寺本参議 被害者の方で認定申請するのは、結果として補償を求めたいからだと思う。ところが熱決と同時に出席した次官通知では「今後の基準による認定は、直ちに補償責任があると確定するものではない」とわざわざ断わっている。水俣病患者は従来、自動的に見舞い金を受けられることになり、四十三年の厚生大臣認定以後もなっている。次官通知ではその原則がこわされる。補償の点では一歩後退ではないか。

大石長官 補償問題は別問題であり、われわれの補償外だ。われわれは水俣病として補償を受けて

# すんなり行かぬ補償

## “前進”に思わぬ落とし穴

ある人に対して、手当てをしておるものと医療、補償問題をどうしたいという面から考えれば、処理すべきかということになる。認定されたのだ、ただ、そういうと、救済法は因果関係の特定が意味のことを付けたのは、多少余たい、つまり民事としての時間のかかり、手当てをしておるものと医療、補償問題をどうしたいという面から考えれば、処理すべきかということになる。認定されたのだ、ただ、そういうと、救済法は因果関係の特定が意味のことを付けたのは、多少余たい、つまり民事としての時間のかかり、手当てをしておるものと医療、補償問題をどうしたいという面から考えれば、処理すべきかということになる。

計たつたかなという感じがしない。水俣病患者は従来、自動的に見舞い金を受けられることになり、四十三年の厚生大臣認定以後もなっている。次官通知ではその原則がこわされる。補償の点では一歩後退ではないか。

認定と補償は別問題であり、われわれの補償外だ。われわれは水俣病として補償を受けて

認定と補償は別問題であり、われわれの補償外だ。われわれは水俣病として補償を受けて

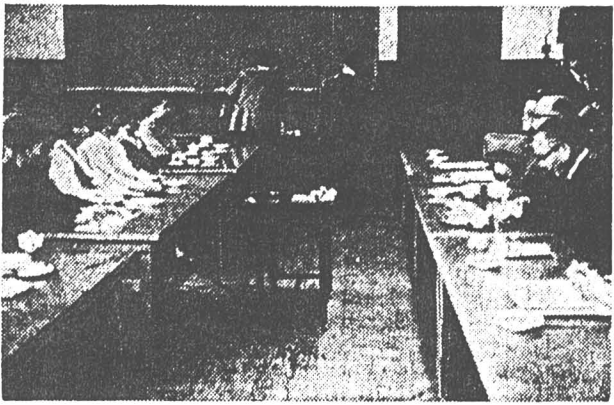
(認定)があつて、実(補償)のない環境で熱決を鋭くしている。ただそれは、後退ではなく「前進」がもたらした落とし穴と呼ぶべきものだろう。

それは、現実に救済法によって支払われている額が、月に十六万円程度あることを知ればわかる。県公費課のまとめ水俣病の医療救済状況によると、八月中に支払われた医療費は十八件六万六千六百九十五円(医療費の自己負担分)、医療手当(通院費、入

名を取つて実なし  
臨時費)十九件四万一千円、介護手当で六件六万円(患者の介護に人を雇っているケース)総額十六万七千六百九十五円にすぎない。

認定と補償は別問題であり、われわれの補償外だ。われわれは水俣病として補償を受けて

認定と補償は別問題であり、われわれの補償外だ。われわれは水俣病として補償を受けて



11日行なわれた新認定患者とチッソの補償問題についての初の話し合い(チッソ水俣支社会議室)

行政の責任が問題に  
事実 六日の新認定後、チッソの判断に任せたいと請願をにおわ

は「国の決定にはこれまで従って来たし、今後基本的には従うつもりだが、今回の熱決は認定と民事責任は切り離して考える」と

は「国の決定にはこれまで従って来たし、今後基本的には従うつもりだが、今回の熱決は認定と民事責任は切り離して考える」と

入れては、これは、先に水俣病の市民会議が行なった審判内容を公表せよという申し入れは承知するが、患者たちにとって、もはや「念は十五年たつたいま、水俣病を隠してきた行政のあり方を問うたから」

今後、中央公害審判委員会の認定が行なわれるにしろ、あるいは裁判に持ち込まれるにしろ、審判内容と、それに基づいての行政受けるべき水俣病の取返りも認定のあり方が問題になるだろう

は「国の決定にはこれまで従って来たし、今後基本的には従うつもりだが、今回の熱決は認定と民事責任は切り離して考える」と